

柳川市告示第104号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、市道路線の供用を開始を行います。

その関係図書は、建設部建設課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年5月20日

柳川市長 松永



路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
1	高橋中牟田線	柳川市 西蒲池字古塚274-1 柳川市 西蒲池字羽次郎町387-1	令和7年8月1日